

食品リサイクル肥料認証制度実施要領（認証機関運営要領）

平成 21 年 4 月 1 日 制定

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 27 年 7 月 1 日一部改正

（目的）

第1条 この要領は食品リサイクル肥料認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、食品リサイクル肥料の認証申請、食品リサイクル肥料認証機関の組織及び運営について必要な事項を定める。

（認証機関の体制）

第2条 食品リサイクル肥料認証機関は、食品リサイクル肥料の審査を適正に行うため、外部の有識者や専門家等を含む委員で構成する食品リサイクル肥料認証審査委員会を設置するものとする。

（認証申請の手続）

第3条 食品リサイクル肥料の認証申請を行う者は、要綱の別紙様式 1 により申請書を作成し、審査料として1 銘柄当たりたい肥は 54,000 円（消費税含む）、たい肥以外の特殊肥料及び普通肥料は 21,600 円（消費税含む）を添えて食品リサイクル肥料認証機関に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、申請する特殊肥料または普通肥料に応じて要綱別紙様式 1 に記載する書類及び特殊肥料サンプル 500 g、普通肥料サンプル 500 g を添付するものとする。
- 3 食品リサイクル肥料の認証申請を行う者のうち、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 11 条に基づく登録再生利用事業者または同法第 19 条に基づく認定再生利用事業者は、認証申請書類リストに示す書類（要領第 3 条関係）及び肥料サンプル 500 g を提出するものとする。
- 4 更新申請する場合は、審査料として1 銘柄当たりたい肥は 21,600 円（消費税含む）、たい肥以外の特殊肥料及び普通肥料は 10,800 円（消費税含む）を支払うものとする。なお、審査料にはヒアリング、現地調査等の費用を含むものとし、審査料は返還しない。

(認証申請等の受理)

- 第4条 食品リサイクル肥料認証機関は、肥料製造事業者から認証申請があったときは申請書類、添付書類及び肥料サンプルについて要綱に適合しているか確認を行う。書類等の不足や記載内容の不備があれば、当該申請者に対して内容を通知し再提出を要請するものとする。
- 2 食品リサイクル肥料認証機関は、肥料サンプルについて異物混入の有無を確認する。
 - 3 食品リサイクル肥料認証機関は、申請対象がたい肥の場合は提出されたサンプルについて熱水抽出法によるこまつな発芽試験を行い、当該サンプルの発芽率を確認する。
 - 4 食品リサイクル肥料認証機関は、認証申請、認証の更新申請、認証内容の変更の報告、認証の取消に関わる事項等について、審査すべき項目を確認し必要に応じて現地調査するものとする。

(食品リサイクル肥料認証審査委員会の開催)

- 第5条 食品リサイクル肥料認証機関は、認証申請を受理したときは認証審査委員会を開催し、審査に当たるものとする。
- 2 食品リサイクル肥料認証審査委員会は申請書及び添付書類、食品リサイクル肥料認証機関による肥料サンプル調査結果を審査し、必要に応じて申請者へのヒアリング、現地調査を行うものとする。
 - 3 食品リサイクル肥料認証審査委員会は認証の更新申請、認証内容の変更の報告、認証の取消に関わる事項について審査するものとする。

(認証の通知)

- 第6条 食品リサイクル肥料認証機関は、要綱第7条第2項の規定により認証を行う場合は、要綱別紙様式2により、申請者に対して認証書を交付し、認証番号を通知するものとする。
- 2 認証番号は、都道府県番号、事業場番号、肥料の銘柄別番号、西暦の下2桁を組み合わせた8桁の数字で付与する。
 - 3 食品リサイクル肥料認証機関は、食品リサイクル肥料について、名称並びに認証事業者の氏名、住所、連絡先等の一覧を認証機関のホームページ上で公表するものとする。

(補則)

- 第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。